官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三九）　一
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同四〇）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四一）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二七）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一五六八～一五七〇）　二
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（経済産業一五九）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通九七三、九七四）　三
○地すべり防止区域を指定する件（同九七五）　三
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二三九～二四三）　三
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二四四）　四
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四五）　四
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四六）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　四
〔叙位・叙勲〕　四
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、埼玉同四、島根同二）　五
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一一）　五
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分関係　五
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他
その他告示　七

その他告示

○国家公安委員会告示第三十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K25－4	Ｒｏｂｏｏｔｅｒ Q40　Ｊ－Ｖｉｓｉｏｎ	株式会社　Ａｃａｌｉｅ 愛知県名古屋市西区枇の口町１－15 ホーワビル２階
交　K25－5	遊歩フジα ＳＨ20	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三方町258－1
交　K25－6	遊歩ジョイ ＳＪ－02	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三方町258－1

○国家公安委員会告示第四十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N25－88	Ａｉｎｏｈｏｔ ａｍｏｒｕ　Ｐ20	株式会社Ｆｕｎｓｅｄｙ 東京都渋谷区千駄ヶ谷２－７－４フローリッシュ千駄ヶ谷１Ｆ
交　N25－89	電動アシスト自転車 Ｓ１	株式会社ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地 10ＬＦ奈良４階Ｎ402
交　N25－90	ＶＥＬＭＯ　16インチ電動アシスト自転車 ＰＩＣＯ	アベントゥーライフ株式会社 東京都荒川区西日暮里６－23－６
交　N25－91	ＥＶＥＲＥＳＴ　ＸＩＮＧ ＣＩＴＹ　＋	株式会社　Ａｃａｌｉｅ 愛知県名古屋市西区枇の口町１－15 ホーワビル２階